

別表第1手数料の項第199号及び第200号を次のように改める。

199 地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

200 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料

別表第1手数料の項第204号の次に次のように加える。

204の2 敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

204の3 敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第205号中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同号の次に次のように加える。

205の2 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

205の3 同一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料

別表第1手数料の項第206号中「認定」の次に「又は許可」に加える。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第58号

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第59号

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例

（設置）

第1条 国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充てるため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第6条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。